

多度津町指定有形文化財「旧合田家住宅（島屋）」緊急保全計画に係る 令和8年度 実施計画

令和8年4月1日
多度津町教育委員会 策定

1 はじめに

本計画は、本町の公有財産であり、また、町指定有形文化財でもある「旧合田家住宅（島屋）」（以下「合田邸」という。）の保全について、令和4年12月に本町が策定した「多度津町指定有形文化財 旧合田家住宅（島屋）緊急保全計画（令和5年度～令和9年度）」（以下「根拠計画」という。）を本拠としつつ、令和8年度における単年度の実施計画を定めるものである。

2 本計画の期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 本計画の策定の経緯

合田邸は、北前船等を相手とした商取引や、銀行・鉄道・電気等の近代産業に関わる事業家として活躍し、近世から近代にかけて豊富な財力を築いた合田家が、当主3代にわたって順次建築整備を進めた邸宅である。明治中期から昭和初期にかけての多様な構造形式や細部様式を有する建築物群が残されており、それらは令和2年2月24日に当時の所有者から町に対して寄附が行われ、町が保存と活用を図ることとなった。また、合田邸は、周囲に残る伝統的町並みと共に、本町が近世から近代にかけて発展した歴史を現代に伝えるものとして極めて重要であることから、令和3年3月31日に10棟3基の建築物群が町の有形文化財に指定された。

このように、貴重な資産であり文化財でもある合田邸の建築物群であるが、経年劣化や自然災害等により、各所で損傷がみられる状況にある。公有財産かつ町指定有形文化財として、今後の活用を図る上では、まずこれらの損傷箇所について対処すること、すなわち「保全」を行う必要がある。そこで、町では、「文化財としての価値の保全」を前提として、令和4年12月に根拠計画を策定し、今後の保存と活用に向けた保全計画を策定した。

しかしながら、この根拠計画に沿って、保全に着手するための事前調査や工事を実施していたところ、経年劣化やシロアリによる被害（以下「蟻害」という。）が甚大な箇所が相次いで見つかるなど、根拠計画策定時には想定をしていなかった保全上の課題が生じている。このことをふまえ、根拠計画の基本的な方針（前提）である「文化財としての価値の保全」を円滑に行えるよう、根拠計画の枠組み内において、実際の損傷状況や必要経費に応じた単年度ごとの具体的な実施計画を策定するものとした。

4 計画遂行のための事業に係る経費

町は、根拠計画及び単年度ごとに策定する実施計画に基づき、合田邸を保全する事業を実施することになるが、その経費については、「文化財としての価値の保全」が前提となることから、通常の建築物等の設計や工事とは異なる経費が発生する。例えば、「文化財としての価値を保全」するためには、まず文化財としての価値を明確にしなければならない。そのため、時には建築物等を解体しながら詳細な調査を行う必要も生じる。これらの設計や工事には専門性が求められることから、通常より経費がかさむことになる。

しかしながら、本町は厳しい財政状況下にあるため、財源確保が大きな課題となっており、合田邸の文化財としての価値を後世に引き継いでいくためには、広く御支援を募る必要がある。そこで、合田邸の文化財としての価値の保全と、その後の活用を通じた本町にしかできない“まちづくり”に対し、深い御理解をお示しいただける企業や住民等の方々から、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングによる御支援を賜ることが不可欠であるので、庁内の関係部署と連携し、財源確保に努めていくものとする。

5 事業報告及び事業計画

(1) 令和7年度の事業報告（詳細別紙）

令和6年度までの成果を広く公開するために、令和5年度～6年度に実施した解体保全に伴う詳細調査の結果をまとめ、報告書を作成した。また本通に面する門扉が経年劣化に伴う損傷やゆがみが目立ち、今後の公開に支障をきたしているため、今後の公開や活用のために門扉部分の改修をした。これら調査及び工事については、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングによりいただいた御厚志を積み立てた基金を原資として実施した。

調査及び工事の経過及び結果については、適宜情報発信や報道提供を行った。特に調査及び工事により得られた建築史上及び歴史上の重要な成果をもとに、安全性について一定の担保ができた棟については、公開も兼ねて、関係団体と連携して企画展（令和7年11月8日・令和8年2月22日）を実施した。

(2) 令和8年度の事業計画

令和7年度までの成果を広く公開するために、一般公開の機会を設けたいと考えている。また公開に関しては日本遺産「北前船寄港地・船主集落」の中四国ブロック事業として合田邸の公開に合わせて、南側のスペースを利用して中国地方の北前船寄港地である8市（鳥取県鳥取市・島根県浜田市・広島県呉市・竹原市・尾道市・岡山県岡山市・倉敷市・備前市）の物産や歴史を紹介するマルシェを実施予定である。

さらに店棟の南側壁面に塗布されている漆喰の剥落が著しく、その場所が正門に隣接する位置にあるため、公開に際して落下等の危険性が考えられることから、壁面の漆喰部分の保全工事を実施する。なおこの部位の漆喰も含めた合田邸に採用されている多くの漆喰塀は黒漆喰が採用されており、同様の手法での保全には膨大な費用が掛かり、さらに修復

面と既存の部分との境界から漆喰の剥落が進むことから、今回は板面に黒色の塗料を塗布した手法を採用して、漆喰下部の部材の保護に重点を置いた保全作業を実施する。上記手法が工法上有用であると確認できれば、合田邸におけるその他の壁面部分、特に現状での土塀は防水シートで保護しているのみの状態であるため、それらの部材保護と見た目の向上に活かしていくことができると考えている。

これらの工事については、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングによりいただいた御厚志を積み立てた基金を原資として実施する。

調査及び工事の経過及び結果については、適宜情報発信や報道提供を行う。特に調査及び工事により得られた建築史上及び歴史上の重要な成果は、わが国の国民共有の財産として、広く還元していくものとする。また、これまでの保全事業により、安全性について一定の担保ができた棟については、関係団体と連携して限定的公開ができるよう取り組む。

(3) 令和9年度以降の事業計画

令和9年度以降も以って企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングで集めた基金の残金を用いて、今後は公開に関わる部分を重点的に保全、設備の充足を検討していく予定である。

(別紙)

令和8年度の実施計画 (旧合田家住宅店棟漆喰壁保全工事)

工事予定箇所

